

令和 3 年度集団指導資料

# 処分事例について

群馬県監査指導課

# 行政上の措置

監査の結果、指定基準違反等が認められた場合に、指定取消し、効力停止（全部又は一部）、改善命令、改善勧告を行います。

## ①指定取消し

サービス事業所としての指定を取り消され、処分日以降、当該事業所の全ての報酬が請求できなくなります。指定の取り消しを受けた場合、同じ法人が運営する他のサービス事業所についても、指定の更新ができなくなる場合があります。

## ②全部効力停止

指定された期間について、全ての利用者の報酬を請求できなくなります。

## ③一部効力停止

指定された期間について、新規の利用者の受け入れができなくなったり（新規受入停止）、請求できる報酬が減額されたりします（報酬カット）。

## ④改善命令

改善勧告に従わなかった場合に、勧告内容に係る措置をとるよう命令し、その内容を公示します。

## ⑤改善勧告 ※処分ではない

基準を満たしていない事柄について、期限を決めて文書で基準違反の内容を勧告し、違反内容に対する改善策の報告を求めます。これに従わなかった場合は公表することができます。

# 指定の取消し等の事由

法律の規定により、事業者に対する指定取消し又は期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる事由は、以下に該当する場合があります。（一部のみ記載）

- 障がい者の人格尊重義務及び職務遂行義務に違反したと認められるとき
- 報酬等の請求に関し不正があったとき
- 監査実施時に報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき
- 監査において出頭の求めに応ぜず、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき
- 指定事業者が、不正の手段により指定を受けたとき
- 上記のほか、指定事業者が、サービスに関し不正又は著しく不当な行為をしたとき

## 群馬県の監査の実施状況（障害サービス）

項目	事業所数	終了事業所数	行政処分	勧告	文書指摘	翌年度継続数
令和2年度	7	4	2	1	1	3
令和元年度	9	7	5	0	0	2
平成30年度	7	0	0	0	0	7
平成29年度	3	3	3	0	0	0

# 行政処分の実施状況（障害サービス）

事業種別	処分等発効日	処分	処分等事由
放課後等デイサービス	R3.4.30	指定取消	<p>①不正請求(児童発達支援管理責任者不在にかかわらず、人員欠如減算、個別支援計画未作成減算せずに満額を請求し受領)</p> <p>②不正不当(実地指導の際に不在の児発管に係る出勤簿、給与台帳を偽造・提出)</p> <p>③虚偽答弁(立入検査の際に不在の児発管の勤務についての虚偽の答弁)</p> <p>④虚偽報告(立入検査の際に不在の児発管が作成した計画や記録書類を提出)</p>
就労継続支援 A 型	R3.2.1	一部停止(新規受入停止6ヶ月)	①人格尊重義務違反(従業者による利用者への虐待、虐待防止措置義務違反、通報義務違反)
共同生活援助	R2.4.30	指定取消	<p>①不正請求(受領した処遇改善加算の総額を超える賃金改善を不実施)</p> <p>②不正不当(「実支給」と「本通」の二重の支給台帳を作成。虚偽の実績報告書を県に提出)</p> <p>③不正請求(世話人の人員配置基準を満たしていなかったにもかかわらず、減額せずに、不正に満額の訓練等給付費を請求し受領)</p>

# 指定の取消しを行った場合の措置

指定の取消しを行った場合、以下の措置を行います。

- ① 取消し日から5年間の指定（更新）申請の禁止
- ② 取消しした旨の公示
- ③ 不正請求による返還金が生じた場合、加算金（返還額の100分の40を乗じた額）を付加

また、指定の取消しに係る業務管理体制の確認検査により、法人役員等が不正等の処分理由となる行為に関与したかを確認し、組織的に関与していると認められない場合を除いて欠格事由該当者となり、その者を役員等とする法人等については、指定（更新）が受けられなくなります。

## ○監査中の事業廃止等に係る欠格事由

監査中に指定取消処分を予想した事業者が処分逃れのために廃止届を提出した場合、指定（更新）が受けられなくなります。